

# 事後審査型一般競争入札 入札説明書

(測量・設計コンサルタント業務)

事後審査型一般競争入札については、関係法令及び業務ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 概要

公告に定めるもののほか、以下のとおりとする。

### (1) 電子入札

本業務は、入札を甲賀市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う業務である。また、電子入札システムにおいて添付又は送信するアプリケーション、ファイル形式については以下のものとし、これら以外のアプリケーション、ファイル形式の使用が判明し、入札執行者が読み取り不可能な場合、入札は無効とする。

ア Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの

イ Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの

ウ その他入札執行者が必要と認めたもの

## 2 公告及び設計図書等に対する質問及び回答

公告及び設計図書等に対する質問がある場合は、持参又はファクシミリ（ファクシミリによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。）により書面で提出すること。受付場所及び受付期間は公告のとおりにする。また、質問に対する回答は、公告に定める期日において入札情報公開システムにより閲覧に供するものとする。

## 3 確認資料

### (1) 提出書類等

提出書類については、公告に記載のとおりとし受付期間内に次の方法で提出すること。

| 提出書類  |                          | 提出方法     |
|-------|--------------------------|----------|
| 様式第1号 | 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書     | 電子入札システム |
| 添付書類  | 測量業者登録証明願等の写し            |          |
| 様式第2号 | 配置予定技術者調書                |          |
| 添付書類  | 資格を証明するもの及び雇用が確認できるものの写し |          |
| 様式第3号 | 業務実績等調書                  |          |
| 添付書類  | 業務実績のわかるものの写し            |          |

※ 提出書類は電子入札応札時に添付すること。

※ 様式第1号、2号及び第3号並びに各号に定める添付書類はPDF形式での添付とすること。

(2) 提出書類等の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とし、提出された提出書類等は返却しない。

## 4 入札手続

入札については、公告に定めるほか甲賀市財務規則、甲賀市建設工事執行規則、甲賀市一般競争入札執行要領、甲賀市建設工事等電子入札実施要領及び甲賀市建設工事等入札執行要領により執行する。

(1) 入札執行回数

3回を限度とする。

(2) 入札方法

公告に定める期間に電子入札システムにより送信すること。紙入札への切り替えについては(5)に詳細を記載する。なお、郵便入札は認めない。

(3) 予定価格超過による再度の入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札決定しない場合は、再度の入札を行う。再度の入札の該当者には、再入札通知書を電子入札システム又はファクシミリにより通知する。

イ 再度の入札の日程は、再入札通知書に記載する。

ウ 失格又は無効となった者は、再度の入札に参加することはできない。

(4) 入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 甲賀市財務規則第121条の規定に該当する入札

イ 確認資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 甲賀市建設工事等入札執行要領に違反した入札

(5) 紙入札参加届出書

入札を紙入札により行おうとする場合は、入札参加資格確認申請書受付締切日時までに紙入札参加届出書を持参により提出すること。

ア 紙入札への切り替え

甲賀市建設工事等電子入札実施要領第14条第2項のいずれかに該当するため電子入札システムが利用できなくなった者は、速やかに紙入札参加届出書を持参により提出し、受理された者は紙による入札書及び確認資料等の提出を行うことができる。なお、紙入札参加届出書の提出は、入札受付期間内であれば入札書の提出と同時でも可とするが、入札書を封緘する封筒の中には入れてはならない。

イ 紙入札の提出

紙入札参加届出書を提出し受理された者の入札書の提出は、持参により行うこと。この場合において、入札書は「(業務名称) 入札書在中」と記載した封筒に封緘し、提出すること。入札書に記載する入札日は、入札書受付期間内の日付を記入すること。受付期間外の日付を記載した場合、入札は無効とする。

ウ 委任状の提出

代表者以外の者が紙による入札書を提出する場合は、入札書の提出時に、見積及び入札に関する権限について委任された書面(委任状)を提出すること。委任された書面(委任状)を提出しない代表者以外の者が行った入札は無効とする。なお、委任された書面(委任状)の提出は、入札書等を封緘する封筒の中には入れてはならない。

(6) 開札

開札は、公告に定める日時場所において、開札処理を行うものとする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、電子入札システムによりくじ引きを実施し、落札候補者を決定する。入札執行者は、入札参加者からあらかじめ提出された3桁の番号(くじ番号)を基礎としてくじ引きを行い、紙入札により入札書を提出した者であって、くじ番号を記載しなかった者の

くじ番号は、「０００」を選択したものとする。

(7) 落札者の決定

落札者の決定にあたっては、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行なった者を落札者として落札決定を行うものとする。

(8) 落札決定の保留

開札後にこの競争参加資格の確認等のため、落札決定を保留することがある。

## 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオまでの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(2) 次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、本競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

## 6 その他

(1) 契約の締結

この業務の契約については、落札者の決定後から契約が成立するまでの間において、当該落札者が甲賀市建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、この契約を締結しない。

(2) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

確認資料等に虚偽の記載をした場合は入札参加停止措置を行うことがある。

以上